○「障害児入所給付費等の入所給付決定について」の一部改正について(平成24年3月30日障発0330第15号)

改正後	現行
障発 0 3 3 0 第 1 5 号	障発0330第15号
平成24年3月30日	平成24年3月30日
一部改正 障発0329第20号	
平成25年3月29日	
都 道 府 県 知 事	都 道 府 県 知 事
各指定都市市長 殿	各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長	児童相談所設置市市長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
障害児入所給付費等の入所給付決定について	障害児入所給付費等の入所給付決定について
博記については、旧音短が注(昭和99年注律第164号 PJ下「注」	

標記については、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)及びこれらの関係法令によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いは下記のとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、平成19年3月22日付け障発第0322005号当職通知「障害児施設給付等の支給決定について」は、平成24年3月31日限り廃止

標記については、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)及びこれらの関係法令によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いは下記のとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、平成19年3月22日付け障発第0322005号当職通知「障害児施設給付等の支給決定について」は、平成24年3月31日限り廃止

する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4 第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一・第二 (略)

第三 入所給付決定の際勘案すべきその他の基本事項

1 入所給付決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規 則」という。)第25条の8に規定する入所給付決定の際に勘 案すべき事項(以下「勘案事項」という。)を定める趣旨は 次のとおりである。

(1) 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の 心身の状況

当該障害児の身体障害者手帳や療育手帳等に記載されている障害の状況<u>又は疾病名</u>のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて、勘案する。

なお、「その他の心身の状況」を勘案する場合とは、 施設に入所するよりも医療機関への入院が適当である場 合等を想定している。このような場合に当たるのではない する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の 4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一・第二 (略)

第三 入所給付決定の際勘案すべきその他の基本事項

1 入所給付決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規 則」という。)第25条の8に規定する入所給付決定の際に勘 案すべき事項(以下「勘案事項」という。)を定める趣旨は 次のとおりである。

(1) 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の 心身の状況

当該障害児の身体障害者手帳や療育手帳等に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて、勘案する。

なお、「その他の心身の状況」を勘案する場合とは、 施設に入所するよりも医療機関への入院が適当である場 合等を想定している。このような場合に当たるのではない かと考えられるときは、都道府県は、申請者の同意を得て 当該障害児の主治医等の医療機関に問い合わせるほか、申 請書に健康診断書の添付を求めることにより確認を行う こととなる。

 $(2) \sim (9)$ (略)

2 (略)

3 同時に支給決定できるサービスの組み合わせ(併給関係) 障害児を持つ親の個々のニーズや地域におけるサービス提 供基盤は多様であること、さらに、利用実績払い(日額報酬) により、報酬の重複なく、様々なサービスを組み合わせること が可能であるが、障害児入所施設等に入所する障害児について は、指定入所支援に係る報酬は一日単位で算定されていること から、入所中は、原則として、障害児通所支援や<u>障害者の日常</u> 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法 律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく障害 福祉サービス(居宅介護等)について利用することはできない。 ただし、一時帰宅する場合であって、市町村がその必要性につ いて、適切に判断し、特に必要と認める場合においては、指定 入所支援に係る報酬(入院・外泊時加算を含む。)が全く算定 されない期間中に限り、通所給付決定や<u>障害者総合支援法</u>に係 る訪問系サービスについて支給決定を行うことは可能である。 かと考えられるときは、都道府県は、申請者の同意を得て 当該障害児の主治医等の医療機関に問い合わせるほか、申 請書に健康診断書の添付を求めることにより確認を行う こととなる。

 $(2) \sim (9)$ (略)

2 (略)

3 同時に支給決定できるサービスの組み合わせ(併給関係) 障害児を持つ親の個々のニーズや地域におけるサービス 提供基盤は多様であること、さらに、利用実績払い(日額報 酬)により、報酬の重複なく、様々なサービスを組み合わせ ることが可能であるが、障害児入所施設等に入所する障害児 については、指定入所支援に係る報酬は一日単位で算定され ていることから、入所中は、原則として、障害児通所支援や 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス(居宅介護等) について利用することはできない。ただし、一時帰宅する場 合であって、市町村がその必要性について、適切に判断し、 特に必要と認める場合においては、指定入所支援に係る報酬 (入院・外泊時加算を含む。)が全く算定されない期間中に 限り、通所給付決定や障害者自立支援法に係る訪問系サービ スについて支給決定を行うことは可能である。

第四 (略)

第五 入所決定時に定める事項

都道府県は、申請者からの具体的な利用意向の聴き取り等を踏まえ、入所給付決定を行うとともに、給付決定期間等を 定める。

1 給付決定期間

障害児入所給付費に係る給付決定期間は、障害の程度や疾病の状態、介護を行う者の状況等の入所給付決定を行った際に勘案した事項が変化することがあるため、都道府県が障害児の状況を的確に把握し、提供されているサービスの適合性を確認するため、都道府県が定めるものである。その決定に当たっては、入所決定に際し勘案した状況がどの程度継続するかという観点から検討することとなるが、給付決定期間を定める趣旨からあまりに長い期間とすることは適切でないため、規則第25条の10に規定する期間を超えてはならないこととしている。

このため、給付決定期間の終了に際しては、改めて障害児 入所給付費の入所給付決定を受けることにより継続してサー ビスを受けることが可能である。

なお、規則第25条の10に規定する期間はあくまで上限であるから、入所給付決定に当たっては、個々の状況に応じて適切な期間とするよう留意されたい。

第四 (略)

第五 入所決定時に定める事項

都道府県は、申請者からの具体的な利用意向の聴き取り等を踏まえ、入所給付決定を行うとともに、給付決定期間等を 定める。

1 給付決定期間

障害児入所給付費に係る給付決定期間は、障害の程度や介護を行う者の状況等の入所給付決定を行った際に勘案した事項が変化することがあるため、都道府県が障害児の状況を的確に把握し、提供されているサービスの適合性を確認するため、都道府県が定めるものである。その決定に当たっては、入所決定に際し勘案した状況がどの程度継続するかという観点から検討することとなるが、給付決定期間を定める趣旨からあまりに長い期間とすることは適切でないため、規則第25条の10に規定する期間を超えてはならないこととしている。

このため、給付決定期間の終了に際しては、改めて障害児 入所給付費の入所給付決定を受けることにより継続してサービスを受けることが可能である。

なお、規則第25条の10に規定する期間はあくまで上限であるから、入所給付決定に当たっては、個々の状況に応じて適切な期間とするよう留意されたい。

2 (略)	2 (略)
第六 (略)	第六 (略)